

五

募方

入札発競争
価格競争
入札発競争
価格競争
入札発競争

ロ

国債市場
特別参加
者・第I
非価格競争
争入札発

六

イ

入札発競争
価格競争
入札発競争
価格競争
入札発競争

であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第I非
価格競争入札発行」という。）

各申込みのうち応募価格の高い
ものからその応募額を順次割り
当てる。各国債市場特別参加者
ごとの応募限度額の範囲内にお
いて各申込みの応募額を割り当
てる。

額面金額で二兆三千三十二億八
千円の特会計に関する法律第
四十六條第一項の規定に基づき
発行した金額で二兆三千三十三
億、財務法第七條第一項、財政
円、融資法第九條第一項並びに
特別会計に関する法律第八十三
條第一項、第九十四條第二項、
同條第四項、第九十五條第一項、
第三百三十六條第一項及び第百三
十七條第一項の規定に基づき発
行した政府短期証券について
八千万円

